

本市における給与面での課題や  
処遇確保・能力実績推進等の  
ための給与上の取組について



令和6年5月27日  
千葉市総務局総務部給与課

◎ 本市の給与面での課題や処遇確保・能力実績推進等のための給与上の取組み

**① 獣医師への初任給調整手当【経緯】**

- 獣医師については、保健所、動物保護指導センター、環境保健研究所等で、食品衛生・環境衛生監視、動物保護指導、感染症対策及び各種検査等の専門的業務に従事している。
- 採用試験の受験者が少なく、採用予定数を割り込む年度があるなど、人材確保が課題となっていた。

【獣医師の採用試験実施状況】

・ 上級試験

	採用予定	受験者	合格者	辞退者
令和2年度	3人	6人	3人	3人
令和3年度	2人	4人	2人	1人
令和4年度	4人	6人	4人	0人
令和5年度	1人	1人	1人	0人

・ 民間企業等職務経験者

	採用予定	受験者	合格者	辞退者
令和2年度	1人	3人	1人	1人
令和3年度	1人	3人	1人	0人
令和4年度	1人	2人	1人	0人
令和5年度	1人	3人	1人	0人

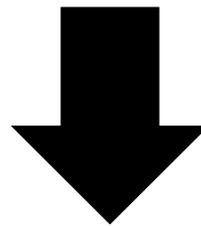
◎ 本市の給与面での課題や処遇確保・能力実績推進等のための給与上の取組み

## ① 獣医師への初任給調整手当【経緯】

➤ 千葉県が令和6年度から獣医師に対して初任給調整手当を支給することとしたことに加え、令和5年の本市人事委員会の報告においても、初任給調整手当の支給などの検討について言及された。

● 令和5年千葉市人事委員会勧告【むすび】（令和5年10月3日）

獣医師等の資格免許職については、受験者が少ないことが近々の課題であり、人材の確保の観点から、千葉県など他自治体の動向を踏まえ、「初任給調整手当」の支給など処遇面を含めた対応策も検討する必要がある。



**令和6年度から獣医師に対する初任給調整手当を新設**

◎ 本市の給与面での課題や処遇確保・能力実績推進等のための給与上の取組み

## ① 獣医師への初任給調整手当【実施内容】

### ➤ 対象職員

獣医師の職に採用された者

### ➤ 支給限度額

月額 30,000円

### ➤ 支給期間

原則、採用の日から15年

#### 【支給額一覧】

期間	支給額	期間	支給額
6年未満	30,000円	10年以上11年未満	15,000円
7年以上8年未満	27,000円	11年以上12年未満	12,000円
7年以上8年未満	24,000円	12年以上13年未満	9,000円
8年以上9年未満	21,000円	13年以上14年未満	6,000円
9年以上10年未満	18,000円	14年以上15年未満	3,000円

◎ 本市の給与面での課題や処遇確保・能力実績推進等のための給与上の取組み

## ② 保育士等の処遇改善【経緯】

➤ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）」において、「保育士等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、**収入を3%程度（月額9000円）引き上げる**ための措置を来年2月から前倒しで実施する」とされた。

➤ 総務省からも、対象となる職員の処遇の検討等について、技術的助言あり。

### ● 公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施について（R3.12.24給与能率推進室長通知）

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を上げることとされ、先日、令和3年度一般会計補正予算（第1号）が成立しました。当該補正予算においては、保育士、放課後児童支援員、社会的養護従事者等の処遇を改善するための各種補助金が創設され、関係府省より別添のとおり実施要綱が発出されたところです。

これらの補助金は、各現場で働く地方公務員の処遇改善に必要な費用についても対象となっているところであり、各地方公共団体においては、今回の経済対策の趣旨を踏まえた上で、下記の点を勘案しつつ、本事業の対象となる職員の処遇について、改めてご検討頂くなど、適切に対応いただくようお願いいたします。

（中略）

2 対象となる職員の専門的知識の必要性や採用による欠員補充の困難性、業務の特殊性を考慮し、地域の民間給与水準を踏まえた上で、一般行政職と同じ給料表を用いつつ初任給調整手当や給料の調整額（パートタイム会計年度任用職員については、初任給調整手当や給料の調整額を加味した報酬額）を支給することも想定されること。

➡ **経済対策の趣旨等を踏まえ、保育士等の処遇改善を実施**

◎ 本市の給与面での課題や処遇確保・能力実績推進等のための給与上の取組み

**② 保育士等の処遇改善【実施内容】**

➤ 対象職員

保育所・認定こども園に勤務する常勤職員及び会計年度任用職員のうち、保育士及び看護師

※所長及び園長を除く

➤ 改善手法

給料の調整額（調整数：0.8）

※経済対策の趣旨（収入の3%程度引き上げ）を念頭に制度設計

【調整基本額（処遇改善の対象となる者は1～4級の者のみ）】

職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
1級	6,700円	5級	11,500円
2級	8,600円	6級	12,500円
3級	10,700円	7級	13,800円
4級	11,000円	8級	14,600円

➤ 実施時期

令和4年2月から

◎ 本市の給与面での課題や処遇確保・能力実績推進等のための給与上の取組み

### ③ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与水準

➤ 「給与制度のアップデート」において、多様な人事配置での活躍を支援する観点から、定年前再任用短時間勤務職員等に支給される手当の拡大が検討されているところではあるが、期末手当及び勤勉手当の支給月数が少ないなど、定年前再任用短時間勤務職員等については、定年前職員（60歳超の職員（給与7割措置対象者）を含む）とは制度内容が一部異なる状況となっている。

※期末手当及び勤勉手当の年間支給月数（令和6年4月時点）

	定年前職員 （60歳超の職員を含む）		定年前再任用 短時間勤務職員等	
	一般職員	管理職員	一般職員	管理職員
期末手当	2.45月	2.05月	1.375月	1.175月
勤勉手当	2.05月	2.45月	0.975月	1.175月
計	<b>4.50月</b>	<b>4.50月</b>	<b>2.35月</b>	<b>2.35月</b>

◎ 本市の給与面での課題や処遇確保・能力実績推進等のための給与上の取組み

### ③ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与水準

➤ 近年の給与改定においては、若年層（初号給付近）に重点を置いた対応が行われていることに加え、令和6年度からは、常勤職員に準じて勤勉手当が支給されることとなるなど、会計年度任用職員の給与水準が上昇しており、一部の職については、定年前再任用短時間勤務職員等と遜色ない状況となっている。

#### ● 会計年度任用職員制度の適正な運用等について（令和5年12月27日付公務員部長通知）

会計年度任用職員の給与水準の決定については、引き続き地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としつつ、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮するとともに、地域の民間企業における同一又は類似の職種の労働者の給与水準の状況等にも十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ、適切に決定する必要があること。その際、地域の実情等には、最低賃金が含まれることに留意すること。

#### ● 地方自治法の一部を改正する法律（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係）の運用について（令和5年6月9日付公務員部長通知）

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給にあたっての期間率や成績率の取扱い等、具体的な支給方法については、常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえて定める必要があること、成績率については、人事評価の結果を適切に反映する必要があること。

◎ 本市の給与面での課題や処遇確保・能力実績推進等のための給与上の取組み

### ③ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与水準

➤ 一部の地方公共団体においては、高齢期の職員の能力発揮などの観点から、定年前再任用短時間勤務職員等の給与水準を、60歳超の職員と均衡させる動きも見られている。

#### ●令和4年鳥取県人事委員会勧告【職員の給与に関する報告】（令和4年10月17日）

##### 8 職員の定年の引上げに伴う給与に関する措置について

定年の引上げに伴う給与に関する措置については、国や他の地方公共団体との均衡及び高齢期の職員のより一層の能力発揮の観点から、国に準拠することを基本としつつ、以下の措置を講じることが適当である。

##### (1) 再任用職員の給与

定年の引上げに伴い、60歳を超える職員の給料月額は、当分の間、60歳前の7割水準に設定されたところである。

(中略)

これらの定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給与について、国においては今回廃止される現行の再任用職員を基本とした取扱いとするとともに、今後、給与制度のアップデートを図る中で定年前再任用短時間勤務職員等をめぐる状況を踏まえた給与についても検討することとされているが、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の職務内容及び職責は定年引上げの対象となる職員と変わらないことから、給料月額についても上記水準との均衡に配慮して決定することが適当である。

また、期末手当・勤勉手当の支給割合についても、同様に定年引上げの対象となる職員の期末手当・勤勉手当の支給割合との均衡に配慮して決定することが適当である。

◎ 本市の給与面での課題や処遇確保・能力実績推進等のための給与上の取組み

### ③ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与水準

**定年年齢が段階的に引き上げられるなど、高齢期職員の活躍が重要となるなかで、公務能率の向上（モチベーション維持等）の観点からも、定年前再任用短時間勤務職員等の給与水準等について、改めて検討することが必要ではないか。**

○定年前再任用短時間勤務職員と会計年度任用職員の年収比較

	給料（報酬）月額	期末・勤勉手当 支給月数	年間収入額
定年前再任用短時間勤務職員（3級）	141,720円	2.35月	約240万
会計年度任用職員（1級1号給） ※事務補助職員	93,600円	4.50月	約180万
会計年度任用職員（3級8号給） ※消費生活相談員、介護認定調査員等	139,980円	4.50月	約270万

\*週3日（23時間15分）勤務と仮定して比較